

議案第 3 1 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9項の前の見出し、同項及び附則第11項（見出しを含む。）中「平成33年2月5日」を「令和3年2月5日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額に関する特例措置）

- 13 令和2年6月及び同年12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、附則第10項の規定により読み替えて適用する第3条の規定にかかわらず、この規定により計算した額から市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。